

復興庁から、東日本大震災で被災された方にお知らせです。

住まいの復興給付金

給付申請はお済みですか？

建築・購入の申請で

最大

約90万円

を給付。

※消費税率8%時、床面積175㎡の場合

東日本大震災で所有していた住宅が被災に遭われた方で、消費税率8%引上げ(2014年4月1日)以降に新たに住宅を建築・購入したり、補修した場合に、消費税率の増税分相当の給付が受けられます。

■住まいの復興給付金に申請するためには…

申請書入手して、提出に必要な書類を揃えたら、申請書に必要事項を記入します。
申請書は、**住まいの復興給付金事務局宛に郵送**してください。

申請書の入手方法

- お近くの復興局、または被災自治体の窓口で入手
- ホームページからダウンロード <http://fukko-kyufu.jp>

※申請書が入手できない場合は、下記の「住まいの復興給付金事務局コールセンター」までお問合せください。

申請書の郵送先

〒983-8799 仙台東郵便局私書箱15号 **住まいの復興給付金申請係**

■住まいの復興給付金事務局コールセンター

フリーダイヤル
(無料)

0120-250-460

一部のIP電話などフリーダイヤルが
つながらない場合

022-745-0420 (有料)

受付時間 / 9:00~17:00 (土・日・祝日含む)

給付対象に
なるの？

申請書は、
どこで
もらえるの？

申請書の
書き方は、これで
いいの？

給付額は
いくらになるの？

申請に必要な
書類は何ですか？

申請に関することは、なんでもお応えしますので、お気軽にご相談ください。

コールセンターまで
お気軽にお電話ください。



ホームページでは、制度内容の確認や
給付金額のシミュレーションも行えます。

<http://fukko-kyufu.jp>

住まいの復興給付金

検索

対象要件と給付金額は…

● **新築住宅を「建築・購入」、または中古住宅を「購入」した場合**

給付申請額	再取得住宅の床面積 (上限175㎡)	対象者	以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。
	×		①被災住宅を所有していた方 ②再取得住宅を所有している方 ③再取得住宅に居住している方
	給付単価 消費税率8% : 5,130円 消費税率10% : 8,550円		①～③の要件すべてを満たしていない場合でも各要件を有する方が共同で申請することができます。 ・被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が異なる場合 ・再取得住宅の所有者が複数名の場合 等
給付申請額	×	対象住宅	その他、以下の場合も申請できる場合があります。 ・被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合 ・子が親の居住する住宅再建を支援する場合 ・再取得住宅の所有者がすぐに居住できない場合や、やむを得ない理由で居住できない場合
	再取得住宅の持分割合		※詳しくは住まいの復興給付金事務局コールセンター、またはホームページでご確認ください。
	●区分所有の場合は、専有部分の床面積 ●用途が「住宅」以外の店舗等を含む場合は、住宅部分の床面積 ●175㎡を超える場合は、175㎡分を給付 ●消費税率8%で床面積が175㎡(上限)の場合、最大で約90万円が給付されます。		消費税率8%以降に、建築・購入した新築住宅、または宅建業者から購入した中古住宅であること 床面積が ■建築の場合：13㎡以上 ■購入の場合：50㎡以上 (地上3階建ての共同住宅は30㎡以上)

● **被災住宅を「補修」した場合**

給付申請額	A 被災住宅の床面積 × 給付単価	対象者	以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。
	消費税率8%の場合(*消費税率10%の場合) ■全壊または流失：1,680円(*2,800円) ■大規模半壊：1,650円(*2,750円) ■半壊または床上浸水：1,380円(*2,300円) ■一部損壊または床下浸水：840円(*1,400円)		①被災住宅を所有していた方 ②被災住宅の補修工事を発注した方 実際に支払った補修工事の金額が100万円(税抜)以上であること。 ③補修した被災住宅に居住している方
	AまたはBのどちらか金額の少ない方		①～③の要件すべてを満たしていない場合でも各要件を有する方が共同で申請することができます。 ・被災住宅の所有者と補修工事の発注者が異なる場合 ・補修工事の発注者が複数名の場合 等
給付申請額	B 補修工事費(税抜き) × 0.03 (消費税率8%時) (消費税率10%の場合は×0.05)	対象住宅	その他、以下の場合も申請できる場合があります。 ・被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合 ・子が親の居住する住宅の補修工事を発注した場合 ・補修した被災住宅にすぐに居住できない場合や、やむを得ない理由で居住できない場合
			※詳しくは住まいの復興給付金事務局コールセンター、またはホームページでご確認ください。
			消費税率8%以降に、補修した被災住宅であること

【ご注意ください】

- 申請は、住宅の引渡日から1年以内に行ってください。(2021年12月31日までに引き渡された住宅が対象)
- 申請は、家族や住宅事業者が手続きの代行をすることができます。ただし給付金は申請者の口座に振り込まれます。
- 給付申請できるのは、1回までです。(建築・購入と補修の両方は申請できません。)
- 国交省が行う「すまい給付金」との併用はできません。
- 建築・購入費用や補修費用に対して消費税率5%が適用されている場合は対象外です。
- 申請書のほかに、り災証明書等や不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本等の、添付書類が必要です。詳しくは、住まいの復興給付金事務局コールセンター、またはホームページでご確認ください。